

○廿日市市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成 17 年 12 月 1 日

要綱

(目的)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 の規定により設置する廿日市市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切かつ円滑な運営及び公正・中立性の確保を図るため、廿日市市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの公正・中立な運営に関する事。
- (2) センターの担当圏域に関する事。
- (3) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定及び変更に関する事。
- (4) 予防給付のマネジメント業務に関する事。
- (5) センターの職員の確保に関する事。
- (6) その他の地域包括ケアに関する事。

(事業内容の評価)

第 3 条 運営協議会は、毎年度ごとにセンターから次の各号に掲げる書類の提出を受け、センターの事業内容の評価を行うものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) その他運営協議会が必要と認める書類

2 運営協議会は、センターが作成するケアプランについて、定期的に又は必要なときに、事業内容の評価するものとする。

(職員の確保)

第4条 運営協議会は、センターの職員の確保に関し、必要に応じ市内の介護サービス提供事業者等の関係団体と調整を行うものとする。

(地域包括ケア体制の構築)

第5条 運営協議会は、地域包括ケア体制の構築のために、次の各号に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 地域における介護保険以外のサービス等との連携に関すること。
- (2) 地域資源の開発に関すること。
- (3) その他地域包括ケアに関し、運営協議会が必要と認めた事項。

(委員)

第6条 運営協議会は、委員10人以内で組織する。

2 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険サービス事業者、地域医師会又は介護支援専門員等の職能団体関係者
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者
- (4) その他市長が適任と認める者

3 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第7条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、運営協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明を求め、又は必要な書類を提出させることができる。

3 運営協議会は、必要に応じ部会を設けることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び前条第2項の規定により運営協議会に出席した者は、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 運営協議会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

2 第6条第3項の規定に関わらず、この要綱の施行後始めて委嘱される委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則 (令和5年4月1日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月12日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。